

各 種 手 当 一 覧

手 当 名	目 的	概 要
児童手当 (児童手当法 §4)	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	<ul style="list-style-type: none"> ○支給対象 中学校修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等 ○手当月額 <ul style="list-style-type: none"> ①所得制限額未満である者 <ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前(第1子・2子) 10,000円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円 中学生 10,000円 ②所得制限額以上である者 5,000円 ○申請先：市町村窓口 ○費用負担 国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を2：1とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7/15を事業主の負担。
児童扶養手当 (児童扶養手当法 §4)	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> ○支給対象 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳に達した日に属する年度終了まで(重度障がい児は20歳未満)で父母が婚姻を解消する等一定の要件に該当する児童 <ul style="list-style-type: none"> 児童1人の場合 全部支給 42,500円(H30.4～) 一部支給 42,490円～10,030円 2人目以降の加算額は、次のとおり <ul style="list-style-type: none"> 全部支給 2人目 10,040円 3人目以降 6,020円/人 一部支給 2人目 10,030円～5,020円 3人目以降 6,010円～3,010円/人 ・前年の所得が限度額を超える場合は手当の一部又は全部の支給が停止される。 ○平成26年12月1日法改正施行により、児童扶養手当と公的年金との併給制限が見直された。 ○児童扶養手当を受給している父または母の手当額について、次の要件によりその手当額の1/2に相当する額の支給が停止される。ただし、適用除外要件に該当する場合を除く。 [手当額の1/2に相当する額の支給が停止される要件]・・・①②のいずれか早い月から <ul style="list-style-type: none"> ①手当の受給を始めてから5年が経過したとき ②受給要件該当後7年を経過したとき [手当額の1/2に相当する額の支給停止が適用されない要件] <ul style="list-style-type: none"> ①養育者として受給している場合 ②認定請求時に3歳未満の児童を育てている場合で、その子が8歳に達するまでの間 ③受給資格者が就業、求職活動等を行っている場合 ④受給資格者が障がい有する場合 ⑤受給資格者が負傷、疾病等により働くことができない場合 ⑥親族の介護等のため受給資格者が働くことができない場合 ○申請先：市町村窓口 ○財源：国(1/3)、市町村(2/3)

